

公的研究費等の使用に関する行動規範

平成28年6月1日

株式会社K J T D

最高管理責任者

公的研究費等による研究の運営・管理に関わる全ての当社社員等は、以下の規範に従って行動しなければならない。

1. 公的研究費等による研究の経費は公正に使用し、不正を行ってはならない。
2. 公的研究費等による研究の経費使用に関する不正に加担してはならず、不正使用を未然に防ぐよう努めなければならない。
3. 公的研究費等による研究の経費使用に関する不正を、周囲の者に行わせたり勧めたりしてはならない。
4. 公的研究費等による研究の経費は、コンプライアンスを遵守して運用及び管理を行い、取引業者との適正な関係の構築に努めなければならない。